

行政評価制度について



平成24年2月23日
総合政策課

行政評価制度導入の背景

【制度の導入の背景】

- ・本町は平成16年8月、合併により誕生したが、国の分権改革として始まった「三位一体改革」の影響もあり財政収支に大きな乖離が生じ、平成19年度には財政再建団体への転落も想定される深刻な財政危機に陥りました。
- ・この厳しい財政状況を乗り越え、高度化、多様化するニーズに対応していくためにも、強固な財政基盤の確立が重要な課題となりました。
- ・その課題解決の一つとして、「町民本位の効率的な行政システムづくり」という基本理念のもとに「行政評価制度」が導入されました。
- ・行政評価制度は、限られた財源の中で効果的・効率的な行政運営を進めるため、客観的な評価指標を設定し、町民の視点に立った成果重視の行政運営を進めるためのものです。

【現在の財政状況】

- ・合併直後の危機的な財政状況は回避することができたが、平成27年度には「普通交付税一本算定」への段階的移行が控えていることを考慮すると未だ道半ばであり、安定的な財政運営を確立するためには、複数年を視野にした行政運営が重要となっています。

行政評価の問題点と現状

【問題点】

- ①評価事業数が多く事務負担になる。
- ②評価の効果が活かされてると思えない。
- ③各課内での協議・検証が不充分。など

【評価現状】

- ①事業を実施するかどうか。
- ②事業内容・規模は適正か。
- ③事業費は適正か。
- ④緊急性・公平性はどうか。など



評価制度のPDCAが活かされていない。

- ・ 重点的・効率的な評価活動への転換
- ・ 行政評価から政策評価への転換（H27～予定）

【本来の評価（姿）】

- ①目標に掲げた指標は適正か。
- ②指標の規模や数値は適正か。
- ③目標達成のために有効な手段（内容）となっているか。
- ④指標（成果）の達成度はどうか。など

行政評価とは

（行政評価とは）

- ・ 行政の仕事を評価し、評価の結果を次の企画や実施に反映させ、継続していくこと。
- ・ 町が行う施策や事業について、町民のニーズに的確に応え、成果を重視した行政運営を進めるため、客観的な目標（指標）を設定して、その成果等をわかりやすく評価・公表するとともに、評価の結果を今後の施策や事業の見直し・改善、重点化すべき施策の検討などに役立てる仕組み。

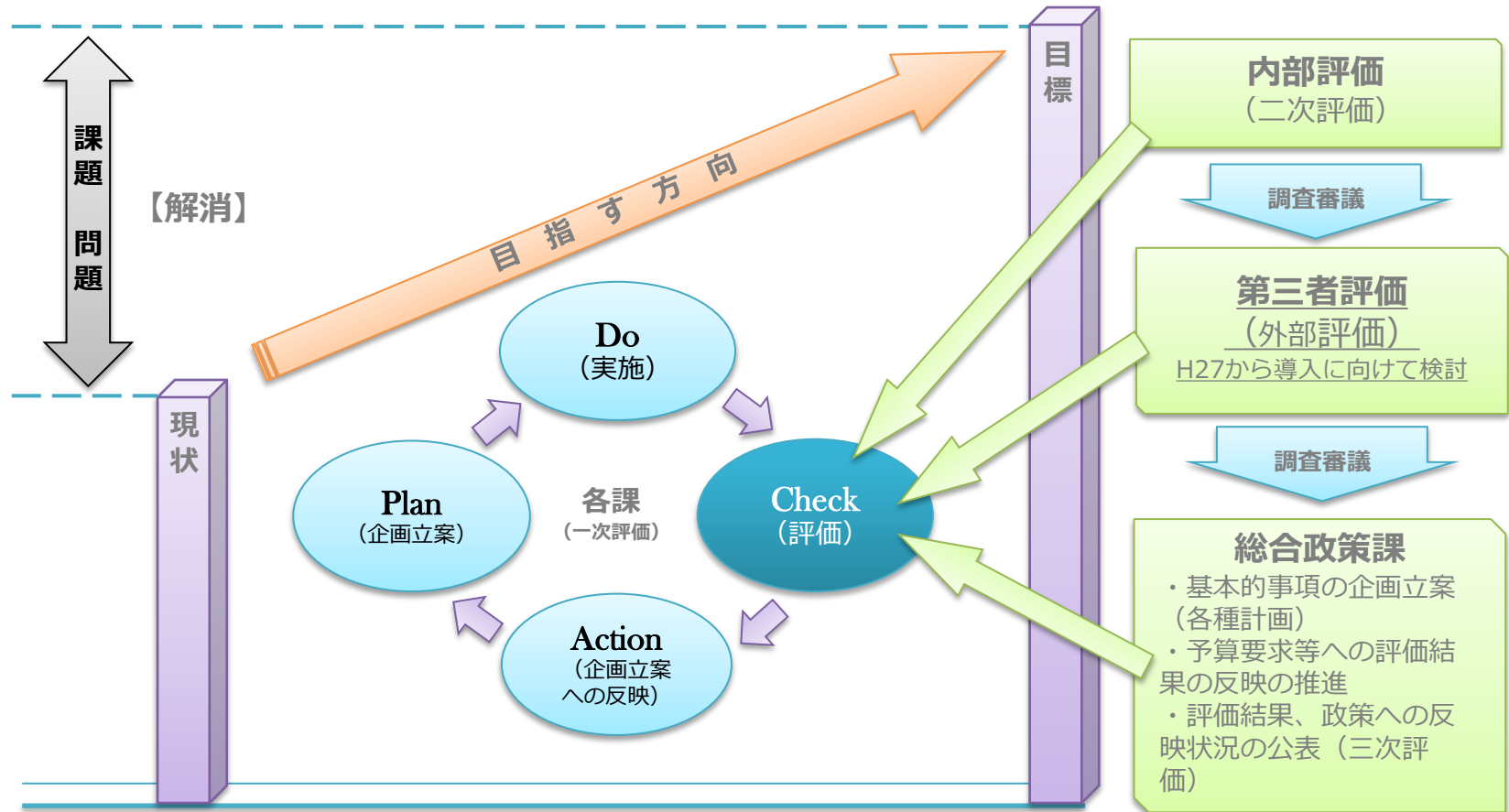


（目的）

- ・ 町民本位の効率的で質の高い行政の実現
- ・ 町民の視点に立った成果重視の行政への転換
- ・ 町民に対する行政の説明責任の徹底
- ・ 職員の意識改革・能力開発

行政評価のマネジメント・サイクル

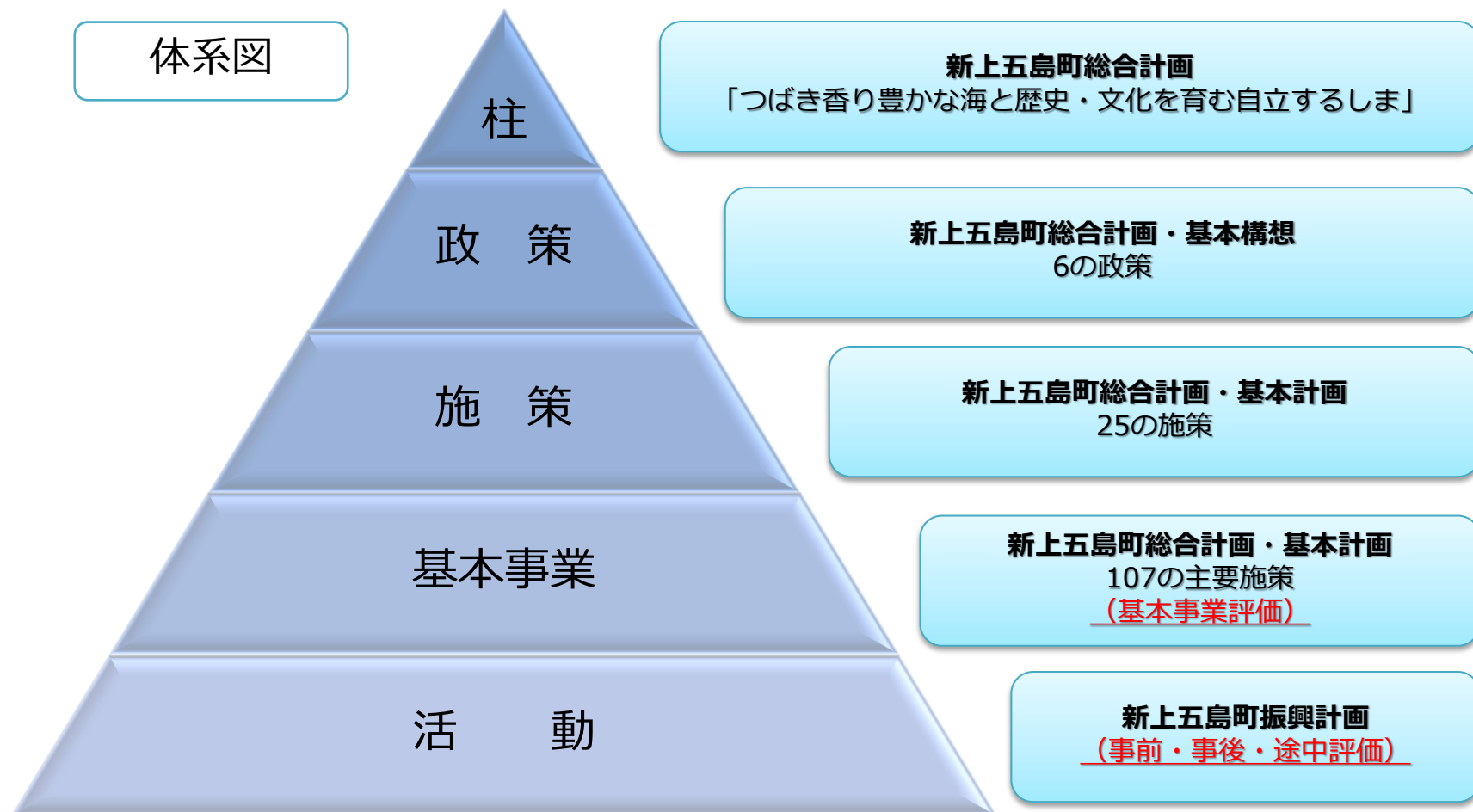
(施策や事業の課題・問題とその解消に向けた政策の形成・遂行)



《政策の形成・遂行過程》

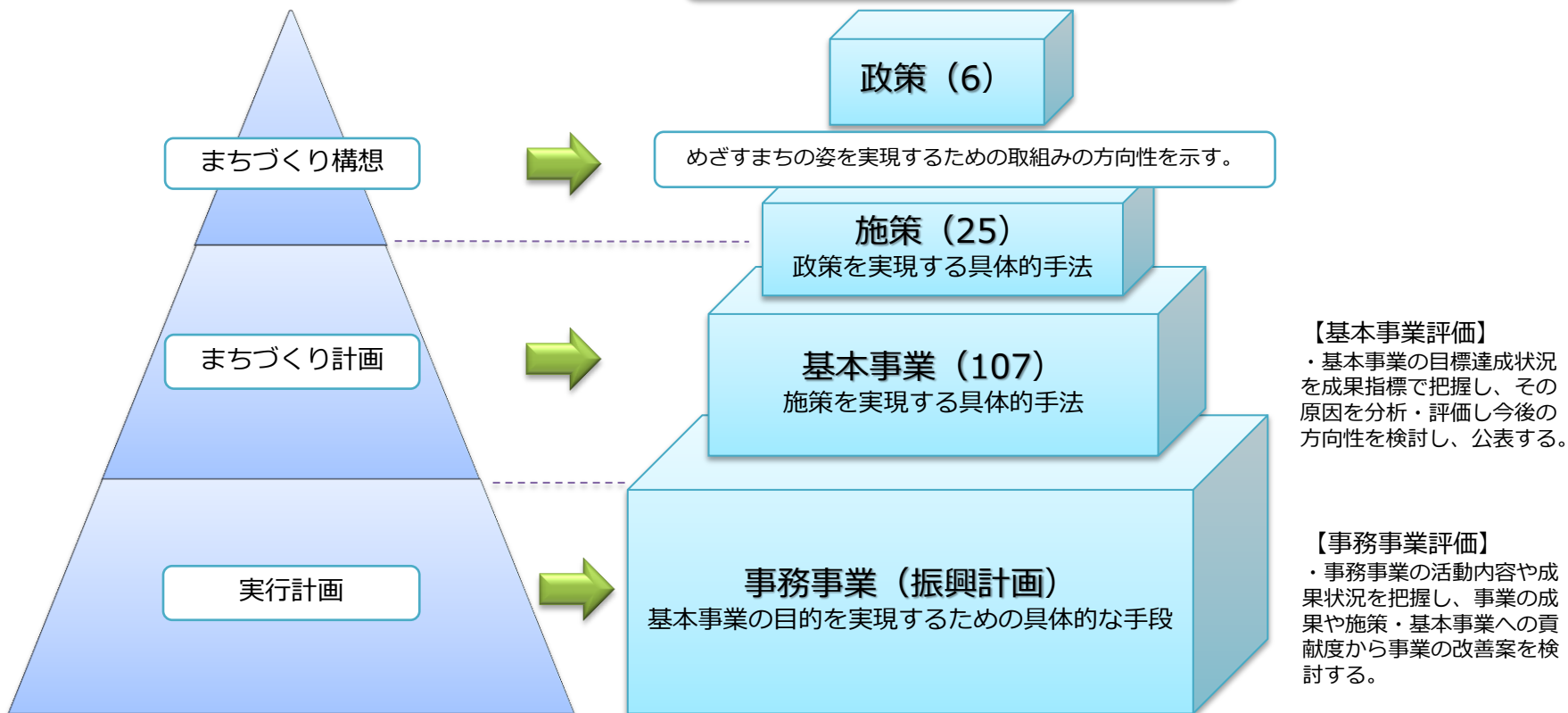
総合計画における行政評価の体系表

体系図



総合計画の構成と行政評価①

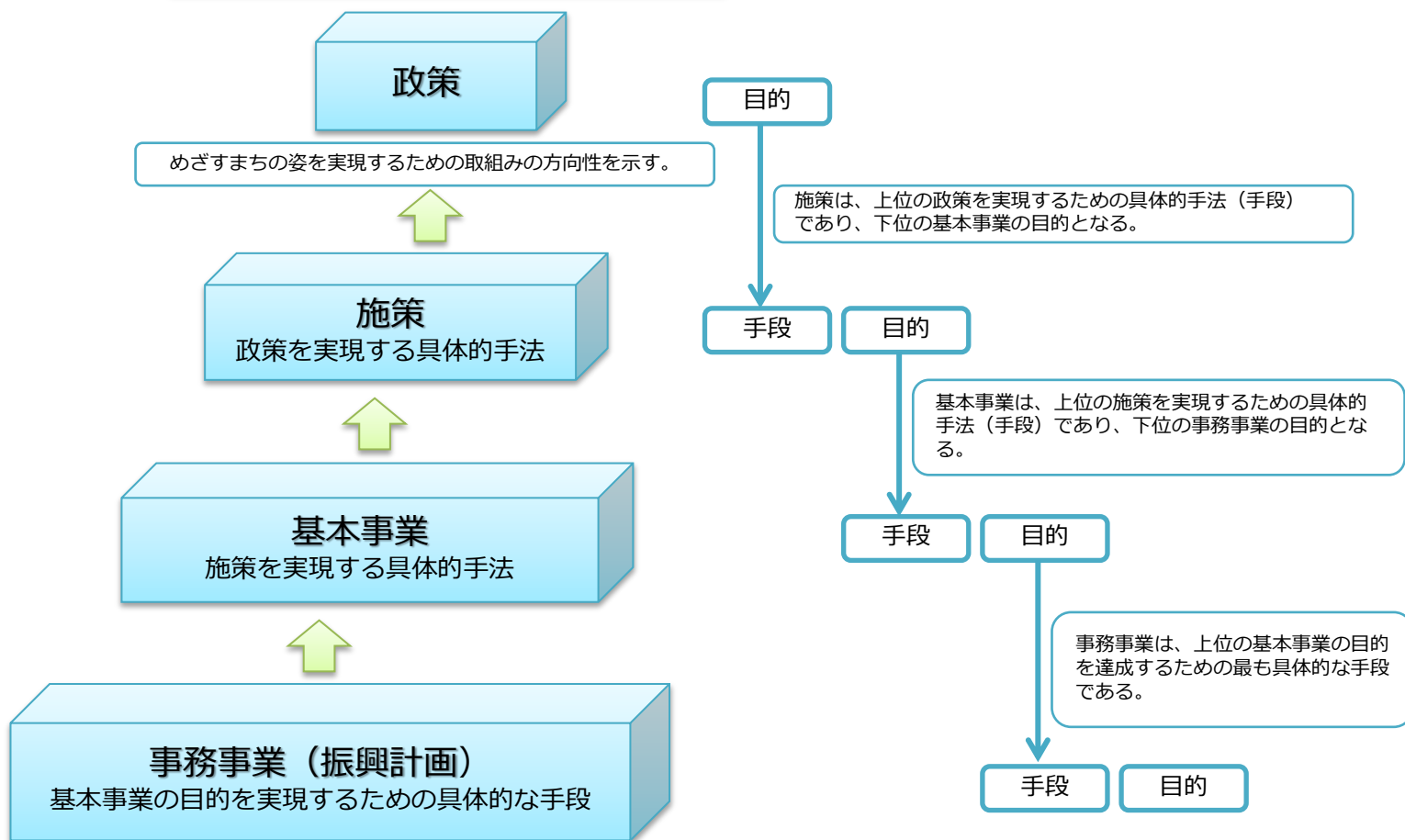
新上五島町総合計画の構成と行政評価



・新上五島町総合計画の施策体系の設定にあたっては、まちづくりの取組み方向を6つの「政策」にまとめ、その中を25の「施策」に分類し、そしてさらに施策の中を107の「基本事業」に分類して、事業実施の最小単位である個々の「事務事業（振興計画）」に位置づける。

総合計画の構成と行政評価②

新上五島町総合計画の構成と行政評価



各課内での協議・検証の徹底

各課による自己評価が基本で、その意義は次のとおり。

(各課が主体的に、より自立的に、自らの事業について評価を行う)

① 対応すべき行政課題を最も把握しやすい立場にある各担当課が自ら評価を行い、その結果を政策の企画立案や実施に反映させることで、実効ある改善・見直しを行い、政策の質の向上を図ることができる。

② 担当する政策の最も詳しい情報・データを入手しうる立場にある各担当課が評価を行い、公表することにより、町民が行政活動の実態を把握し、政策について理解を深めることができる。

③ 各担当課は、担当する政策の評価を通じて得られる知識・経験を学習・蓄積し、企画立案にいかしていく過程を確立することで、自らの政策形成能力を高めることができる。

行政評価の目的

①町民の皆さんに対する行政の説明責任の徹底

○行政にはその実施する政策についての説明責任がありますが、行政評価においてもこうした説明責任の一端を担うべきであることから、町の施策や事業が効果的・効率的に行われているかなどの評価結果だけでなく、評価の経過も含めた公表を実施し、町民への説明責任を果たします。

②効果的かつ効率的な行政の推進

○限られた行政資源である予算や人員等を効果的に配分し、コストに見合った「成果」を得ることが必要であることから、行政評価の実施を通じて、効果的かつ効率的な行政の推進を図ります。

③町民の視点に立って成果を重視した行政運営の実現

○町民にとって満足度の高い行政を実現させるため、行政評価の実施を通じて、町民の視点に立って成果を重視した行政運営の実現を図ります。

行政評価基準の見直し

(現行) 行政評価基準

(評価の対象) 実施要綱第2条

・評価の対象は、新上五島町長期総合計画に掲げられた政策を構成する全ての事務事業。

(評価の対象外)

①国県の法令受託事務及び受託事業

→統計調査・選挙事務・委託金で賄う事務

②災害復旧費、公債費、維持補修費、予備費

→維持補修費100万円以上は対象

→備品購入費100万円以上は対象

③その他の事務事業で町の裁量が及ばないもの

→県営事業負担金・協議会等負担金・国県法定受託事務

(見直し) 行政評価基準

(評価の対象) 実施要綱第2条

・評価の対象は、新上五島町長期総合計画に掲げられた政策を構成する事業。

(評価の対象外)

①国県の法令受託事務及び受託事業

→統計調査・選挙事務・委託金で賄う事務

②災害復旧費、公債費、維持補修費、維持管理費、備品購入費、交際費、予備費

→維持補修費（修繕料）は対象外（予算査定で判断）

→備品購入費は対象外（予算査定で判断）

→施設の維持管理費は対象外（予算査定で判断）

③その他の事務事業で町の裁量が及ばないもの

→県営事業負担金・協議会等負担金・国県法定受託事務